○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道虻田郡喜茂別町字川上八〇番一地先から同町字川上八一番地先まで	前	二五・三四～五三・二三メートル
	後	三一・八七～五三・七八メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

○愛知県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

○三重県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

○京都府公安委員会告示第八十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

○岡山県公安委員会告示第七十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月七日まで